

地域交流センター不用物品の無償譲渡《実施要領》

地域交流センターで不用となった物品の無償譲渡を下記のとおり実施します。

【譲渡物品の明細】

別紙「譲渡物品一覧」のとおり。

※ 物品のサイズはあくまで目安です。

【対象の方】

- ・岩内町内に本社や支店を有する法人
- ・岩内町内に事業所を有し、営業実態がある個人事業主
- ・岩内町内に住所を有する公共的団体
- ・岩内町が加入する一部事務組合（岩内町内に住所を有する組合に限る）

【譲渡の流れ】

① 譲渡物品の閲覧

譲渡物品の閲覧を希望する方は、企画財政課 財政係まで連絡ください。

- ・閲覧期間：令和4年10月24日（月）～令和4年11月10日（木）
- ・連絡先：岩内町役場 企画財政課 財政係
電話 0135-62-1011

② 申込書の提出

譲渡を希望する方は、下記提出書類をご提出ください。

- ・受付期間：令和4年10月24日（月）～令和4年11月10日（木）
- ・提出先：岩内町字高台134番地1
岩内町役場 企画財政課 財政係
- ・提出書類：譲渡申込書
 - ・法人の方 ～ 法人の所在が確認できる書類
（登記簿謄本や確定申告書の写し等）
 - ・個人事業主の方 ～ 営業の実態が確認できる書類
（確定申告書収支内訳書の写し等）

③ 抽選の実施

譲渡希望が重複した物品については、抽選により譲渡先を決定します。

- ・抽選日：令和4年11月14日（月）～令和4年11月18日（金）
- ・抽選会場：岩内町役場

※ 抽選の詳細については、申込期間終了後、対象者へ別途案内します。

④ 物品の引渡し

譲渡先が決定しましたら、町より連絡しますので物品の運搬を行っていただきます。

- ・引渡し：令和4年11月30日（水）まで
- ・引渡先：地域交流センター

【譲渡物品について】

- 物品は全て現状での引渡しとなりますので現品をご確認のうえお引き取りください。
- 引渡し後に発生した故障または判明した瑕疵により生じた損害については、岩内町は責任を負いかねますので、ご了承のうえお引き取りください。

【物品の引渡しについて】

- ご自身で搬出・運搬作業を行ってください。（補助などはありません）
- 台車の貸出し等はありません。
- 搬出の際、建物に傷を付けないようご注意ください。

【その他、注意事項】

- 事業所等でご活用いただく場合の譲渡です。
営利目的での譲渡はお断りします。

《連絡先》

岩内町 企画財政課 財政係

電 話 0 1 3 5 - 6 2 - 1 0 1 1